

## 庁議付議事案書

開催・令和4年 3月23日

所管部課	福祉部障害福祉課	部長	川口 庄一	
件名	東大和市寝具乾燥等事業実施要綱の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
部課機関	福祉部高齢介護課			
<p><b>1. 要旨</b>            民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)により、民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点            東大和市寝具乾燥等事業実施要綱第2条第2号ただし書き中の「成人している」を「20歳に達している」に改める。</p> <p>(2) 施行日            令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果            一部改正を行うことで、従前と同様の要件で対象者への事業を執行することができる。</p>				
<p><b>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</b>            文書課において審査済み</p>				
<p><b>3. 留意事項(問題点等)</b>            特になし</p>				
<p><b>4. 主管部処理案(検討結果等)</b>            庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p><b>5. 審議結果</b></p>				

注: 定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。